

社会福祉法人みやび会 共用型指定認知症対応型通所介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みやび会が設置するグループホームふじの里（以下「事業所」という。）において実施する共用型指定認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護職員が、認知症の症状を伴う要介護状態の利用者に対して、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、認知症を伴い要介護状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。 2 利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。 5 共用型指定認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。 6 前5項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）及び「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第81号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 グループホーム ふじの里 (2) 所在地 群馬県藤岡市中大塚607-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）管理者は、職員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共用型指定認知症対応型通所介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 介護職員 1名（常勤 1人）介護職員は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日3名とする。

(共用型指定認知症対応型通所介護の内容)

第7条 共用型指定認知症対応型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ①相談、援助等
- ②介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）
- ③健康のチェック
- ④機能訓練
- ⑤入浴サービス
- ⑥食事サービス
- ⑦延長サービス
- ⑧送迎サービス

(利用料等)

第8条 共用型指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）（以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）によるものとし、当該共用型指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、法令等で定められた割合の額とする。

2 法定代理受領以外利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。

3 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ①事業所から片道10km未満 1,000円
- (2) 共用型指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える共用型指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の共用型指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用 500円（おやつ代含む。）
- (4) おむつ代ほか 実費

- 4 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 共用型指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、藤岡市とする。

（衛生管理等）

第10条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者及びその家族は共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を共用型認知症対応型通所介護職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第12条 共用型指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備等の対策に万全を期すとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第14条 共用型指定認知症対応型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した共用型指定認知症対応型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した共用型指定認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（地域との連携など）

第15条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流につとめる。

（その他運営に関する留意事項）

第16条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後3か月以内 (2)継続研修 年1回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、共用型認知症対応型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人みやび会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。（制度改に伴う負担割合の変更）